

一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則施行細則

第1章 総則

- 第1条 日本透析医学会（以下「本学会」という）専門医制度の実施に関する業務は本学会専門医制度規則（以下「専門医制度規則」という）に定めたことのほか、この専門医制度規則施行細則（以下「細則」という）によって行う。
- 第2条 専門医制度委員会に関する業務を実施するため、各都道府県単位または全国を次の11地区（以下「全国11地区」という）に分ける。
- 1) 北海道地区（北海道）
 - 2) 東北地区（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島）
 - 3) 関東地区（（東京都を除く）茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川）
 - 4) 東京地区（東京都）
 - 5) 甲信越・北陸地区（新潟，富山，石川，福井，山梨，長野）
 - 6) 東海地区（岐阜，静岡，愛知，三重）
 - 7) 近畿地区（滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山）
 - 8) 中国地区（鳥取，島根，岡山，広島，山口）
 - 9) 四国地区（徳島，香川，愛媛，高知）
 - 10) 北九州地区（福岡，佐賀，長崎，大分）
 - 11) 南九州地区（熊本，宮崎，鹿児島，沖縄）

第2章 委員会

- 第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事（以下「担当理事」という）、専門区分の委員（以下「専門委員」という）および各都道府県委員または細則第2条に定める11地区よりの委員（以下「地区委員」という）をもって構成する。
- ただし、委員会の委員数は別に定める。
- なお、第4条第1項の5小委員会の委員長は専門委員を兼務する。
- 第4条 研修プログラム小委員会、カリキュラム小委員会、専門医認定小委員会、専門医試験小委員会、および施設認定小委員会の各委員会は、担当理事、専門委員および各都道府県委員または地区委員をもって構成する。
- ただし、委員会の委員数は別に定める。
- 2) 必要に応じて前項の各小委員会の運用上、専門医制度委員会委員長・担当委員長がワーキンググループを編成し、理事長による臨時委嘱が出来る。各小委員会ワーキンググループについては別に定める。

第3章 専門医の資格

- 第5条 専門医を申請する者は別表に掲げる30単位を取得していること。
- 2) 上記単位には本学会年次学術集会参加1回以上を含むこと。
 - 3) 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表1件以上行っており、かつ原著（基礎的・臨床的研究あるいは症例報告で共著でも可）を1編以上を含むこと。
- 第6条 専門医を更新申請する者は、当該認定期間5年間のうち、別表に掲げる50単位を取得していること。
- 2) 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上を含むこと。
 - 3) 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること。

第4章 指導医の資格

- 第7条 指導医を申請する者は、申請時より過去5年間に於いて別表に掲げる60単位を取得していること。
- 2 上記単位には本学会年次学術集会参加3回以上（うち1回分は本学会認定地方会参加でも可。ただし地方会参加は1/2回と計算される。）
 - 3 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表2件以上を行っており、うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと。
- 第8条 指導医を更新申請する者は、当該認定期間5年間のうち、別表に掲げる50単位を取得していること。
- 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上
 - 3 指導医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること。

第5章 教育関連施設

第1節 教育関連施設の申請資格

- 第9条 教育関連施設は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。
- 1) 教育関連施設は申請時に於いて本学会の施設会員であること。
 - 2) 5台以上の透析装置を有し、かつ透析導入例が1年間5例以上ある有床施設、あるいは40例以上の維持透析症例を管理する無床施設。
 - 3) 1名以上の専門医が常勤すること。
 - 4) 病歴の記載および整理が完備していること。
 - 5) 教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的に開催されていること。
 - 6) 教育行事については認定施設と定期的な交流があること。

第2節 教育関連施設の申請

- 第10条 教育関連施設の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。
- 1) 教育関連施設認定申請書類
 - 2) 教育関連施設内容説明書
 - 3) 専門医の勤務に関する施設長の証明書
 - 4) 研修カリキュラムの計画書
 - 5) 認定施設長の教育関連施設受け入れ承諾書

第3節 教育関連施設の更新および教育関連施設更新の申請

- 第11条 教育関連施設の有効期限は認定施設と同一とする。教育関連施設の更新を申請する診療施設の長は、前条の書類および教育関連施設研修成果報告書を専門医制度委員会に提出する。
- 2 認定施設と同時に認可された教育関連施設および認定期間中に追加認定された教育関連施設は認定施設の期限終了と同時に更新の手続きを必要とする。

第4節 教育関連施設の認定および教育関連施設更新の認定

- 第12条 施設認定委員会は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、教育関連施設認定および教育関連施設更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。
- 第13条 理事長は専門医制度委員会が教育関連施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。
- 第14条 理事長は専門医制度委員会が教育関連更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適

否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。

第 15 条 認定施設の有効期間中に新たに教育関連施設を申請する場合は所定の手続きをするものとする。なお、認可された場合は認定施設の残余期とする。

第 16 条 理事長は教育関連施設および教育関連施設更新施設名簿への登録を行い、本学会教育関連施設認定証を交付する。

第 5 節 教育関連施設資格の喪失

第 17 条 教育関連施設は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、教育関連施設としての資格を辞退したとき。
- 2) 細則 9 条に定めるいずれかの条件を満たし得なかったとき、この場合当該教育関連施設長は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。
- 3) 受け入れ認定施設が資格を喪失したとき。
- 4) 教育関連施設認定証の交付を受け、認定期間終了後、更新を受けなかったとき。

第 18 条 理事長は、教育関連施設として不相当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、教育関連施設を取り消すことが出来る。

- 2 教育関連施設の資格喪失に不服を生じた場合、その施設の長は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。

第 19 条 専門医制度委員会は、教育関連施設資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果について理事長に答申しなければならない。

- 2 異議を申し立てた施設長は、その審査のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。
- 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。

第 6 章 研修カリキュラム

第 20 条 研修カリキュラムは、医師対患者の人間関係の確立を基礎とし、透析専門医のための医療技能を修得させることを目的としている。

第 21 条 研修カリキュラムは、本学会専門医制度委員会が定めた透析専門医研修カリキュラムに準拠して教育責任者が編成しなければならない。

第 22 条 透析専門医研修カリキュラムは別に定める。

第 23 条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるものを症例要約として提出すること。

- (1) 維持透析症例
- (2) 慢性腎不全透析導入症例
- (3) 急性腎不全血液浄化症例
- (4) 腹膜透析症例
- (5) 血液透析装置の組み立て・操作症例
- (6) バスキュラーアクセス作製症例（手術助手や手術見学を含む）
- (7) 一時的バスキュラーアクセス留置症例
- (8) 透析症例剖検例または死因検討例
- (9) その他の血液浄化法（血漿交換、吸着、顆粒球除去など）
- (10) 腎移植症例（移植手術の見学、移植の情報提供を含む）

第 7 章 生涯教育プログラムおよび地方学術集会

第 24 条 会員の血液浄化法に関する生涯教育の一環として、全国を細則第 2 条の 11 地区に分け、年 1 回各地区

にて生涯教育プログラムとしての講演会を開く。

2 生涯教育プログラムは、各地方学術集會に併設することが出来る。

3 各地区における生涯教育プログラムは、専門医認定小委員会に属する地区委員を代表とする各地区委員の合議で計画される。

4 生涯教育プログラムに対しては、専門医等認定事業経費から助成金を支給する。

第25条 会誌上に公示した単位取得可能学術集會以外で新たに参加単位取得を希望する学術集會は、専門医制度委員会に申請することが出来る。

2 専門医制度委員会は、申請に基づき審査を行って、本学会関連学術集會としての適否を認定し、認定された学術集會を会誌上に公示する。

3 認定基準については別表に定める。

第26条 専門医を申請する者は、申請手数料を納付する。

2 専門医認定証の交付には、登録料を納付する。

第27条 指導医を申請する者は、申請手数料を納付する。

第28条 専門医更新を申請する者は、申請手数料を納付する。

2 更新専門医認定証の交付には、登録料を納付する。

第29条 指導医更新を申請する者は、申請手数料を納付する。

第8章 細則の疑義の処理

第30条 この細則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは2つ以上の委員会に関係する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。

附則

この細則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認
平成16年4月1日から適用する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年9月3日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年6月20日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年6月12日から施行する。

この細則は、平成27年12月4日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年5月19日から施行する。

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

【業績】本学会年次学術集会参加，発表および本学会誌（日本透析医学会誌，TAD，RRT）掲載論文は業績として認める。他学会や研究会の場合には，透析患者の血液浄化関連に限る。

《学会参加》*1

年次学術集会参加……………10 単位

《学会発表》*2

筆 頭 者……………各学会

出席単位の 2 倍

共同発表……………各学会

出席単位の 1/2

《論文》*3

・本学会誌（原著，症例報告，総説は認める）

筆 頭 者……………20 単位

共同著者…………… 2 単位

・その他雑誌（原著，症例報告は認める）

① 編集委員会にレフェリー制度があるもの。

② 大学病院で発行されたものは認める，院内誌や製薬メーカー誌は含まれない。

③ 学会の proceeding は論文として認める。

筆 頭 者……………5 単位

共同著者……………1 単位

《セルフトレーニング問題正答》*4

5 単位

《e-ラーニング問題正答》*5

1 単位

ただし，「教育講演（60分講演）」を1回または「教育講演（30分講演）」を2コマ連続で1回視聴し正答すること。

注*1：同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても5単位とする。

注*2：教育講演，シンポジウム，パネルディスカッション，ワークショップなどを含む指導医については地方学術集会での発表は1回のみが認められる。発表学会は別表に掲載された学会が望ましい。

注*3：原著論文として，透析患者の血液浄化関連に関する研究論文，症例報告を認める。

なお，原著論文は，資格認定申請年の6月30日までに，発行あるいは受理（アクセプト）されていること。

注*4：毎年認められる。

注*5：① e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限は5単位とする。（ただし，年次学術集会に参加し教育講演等を聴講し5単位を取得した者を除く。）

② 認定期間5年間のうち卒後教育プログラム取得認定単位数上限は25単位とする。

		単位	申請条件
専門医	初回認定	30	本学会年次学術集会参加1回以上, 学会筆頭発表1件以上と原著1編以上の両者 (*6)
	更新	50	本学会年次学術集会参加2回以上 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること
指導医	初回認定	60	本学会年次学術集会参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集会参加でも可, ただし地方学術集会参加は1/2回と計算される) 別表学会筆頭発表2件以上(うち本学会年次学術集会1件以上または本会誌論文1編以上)
	更新	50	本学会年次学術集会参加2回以上 指導医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること (*7)

注*6: 専門医については, 筆頭者としての学会発表, および原著(必ずしも筆頭でなくてもよい)の両方が必要である。

注*7: 指導医更新期間のセルフトレーニング問題1回以上正答は, 専門医更新期間中のセルフトレーニング問題を1回以上正答すれば兼ねることができる。

【地方学術集会認定基準】

1. 県単位以上のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること。
2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること。
3. 集会参加証が発行されていること。(本学会指定参加証発行)
4. 特定の企業に財政などを依存しておらず, 年会費または会場費が徴収されていること。(複数の会社が賛助会員となっているなどは可)
5. 会則を備えており, 会計報告などが行われていること。
6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること。1県1集会以上は原則として認めない。
7. これら集会名は年1回学会誌に公示。

【全国規模学術集会認定基準】

1. 全国単位のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること。
複数回開催の場合, 必ずしも学術集会でなくても, 医師教育を目的とした講習会, セミナー, 等, 専門医制度委員会が認める集会も対象となる。
2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること。
3. 集会参加証が発行されていること。(本学会指定参加証発行)
4. 特定の企業に財政などを依存しておらず, 年会費または会場費が徴収されていること。(複数の会社が賛助会員となっているなどは可)
5. 会則を備えており, 会計報告などが行われていること。
6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること。
7. これら集会名は年1回学会誌公示